

# 施設サービス及び地域密着型サービス の整備の方向性について (第9期に向けて)

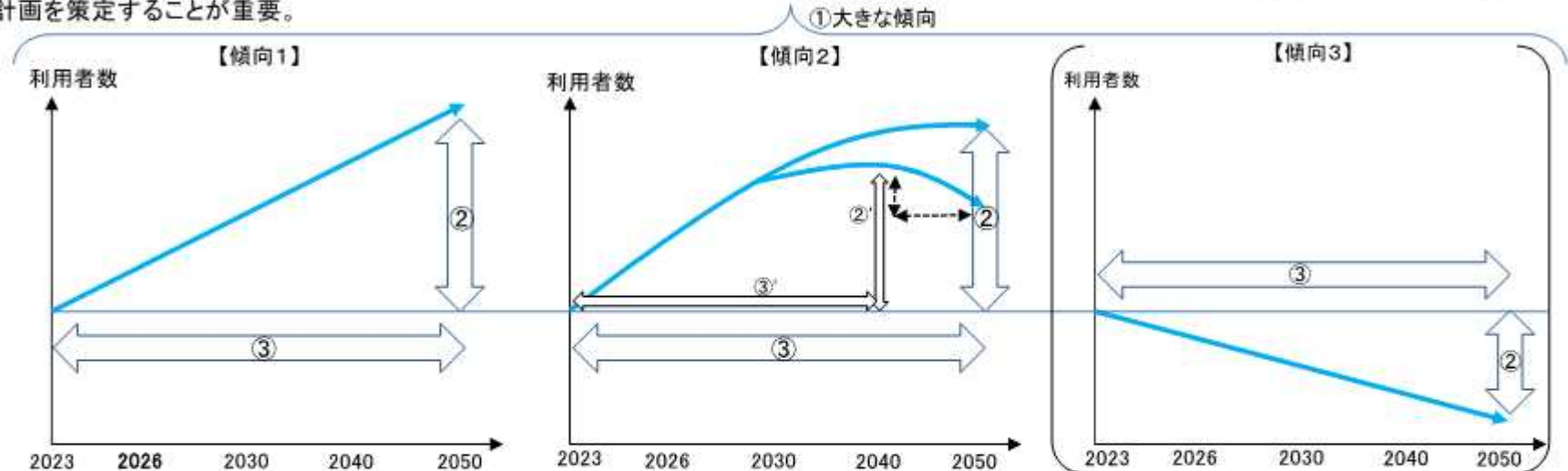
本策定委員会では、あきる野市介護保険推進委員会の報告書等に基づき、引き続き両サービスの方向性について検討してきます。

## 中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえたサービス基盤の整備について

○ 第9期計画においては、中長期的な人口動態等を踏まえたサービス需要の見込みや生産年齢人口の動向を踏まえ、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランス良く組み合わせて整備することが重要。

<参考> 地域における中長期的なサービス需要の傾向に応じた整備の考え方(例)

◆ 中長期的なサービス需要を踏まえ、①サービス基盤の大きな傾向を把握し、その上で②サービス整備の絶対量、③期間(角度②/③)を勘案して第9期計画を策定することが重要。



### 【サービス需要が増加し続ける地域】

(例) 特養など施設の整備に加え、高齢者向けの住まいも含めた基盤整備、在宅生活を支える地域密着型サービス(小規模多機能・GH・既存資源を活用した複合型サービス等)の充実など、地域の資源を効率的に活用しつつ、整備することが重要。

### 【サービス需要のピークアウトが見込まれる地域】

(例) サービス需要のピークアウトを見据えた在宅生活を支える地域密着型サービスの整備、将来的な機能転換や多機能化を見据えた施設の整備など、地域の実情に応じた対応の検討が重要。

### 【サービス需要が減少する地域】

(例) 介護人材の有効活用の観点から、既存事業所の包括報酬型サービスへの転換、既存施設の多機能化、共生型サービスの活用など地域の実情に応じた対応の検討が重要。

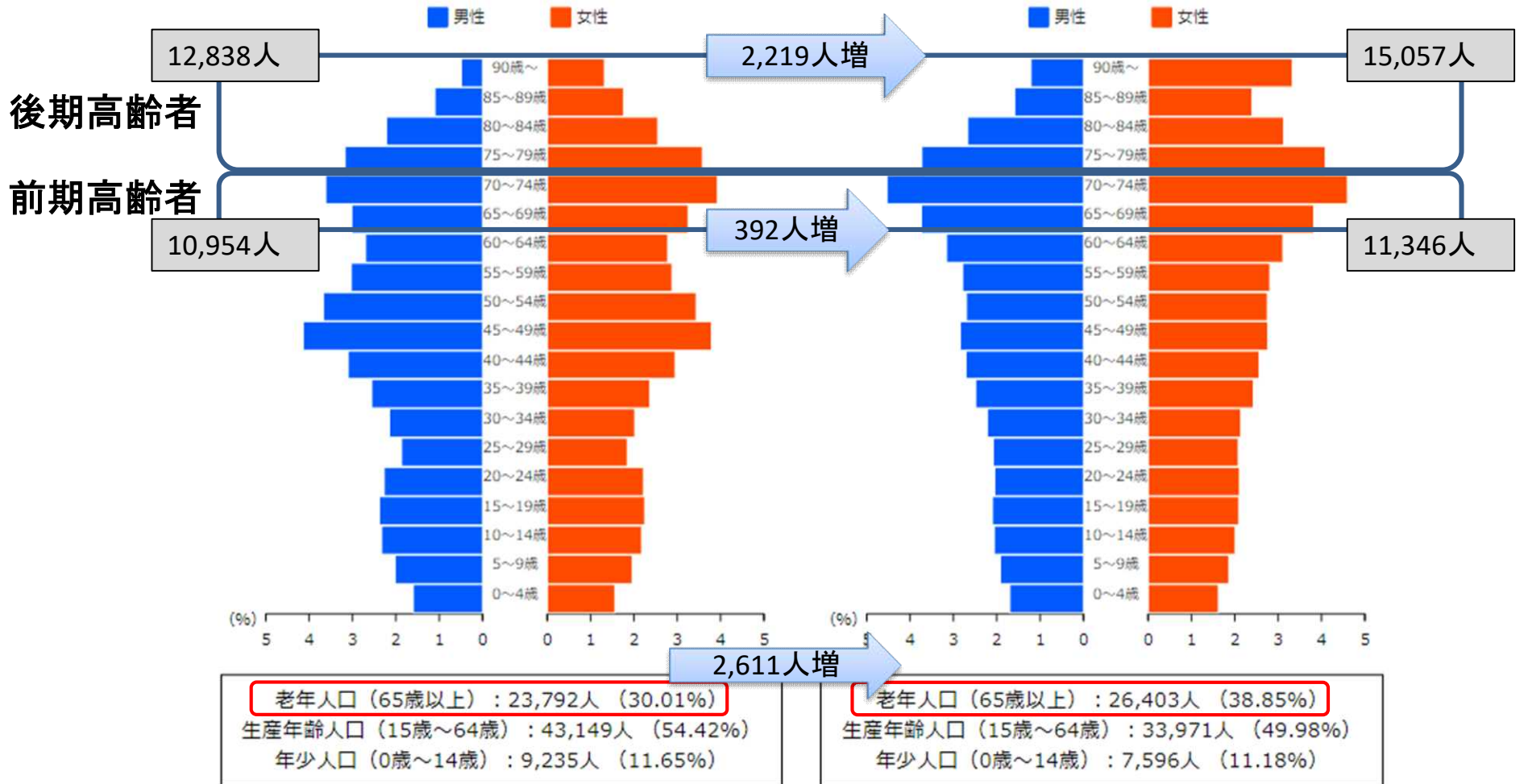
### (共通)

- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者のサービス需要や在宅医療の整備状況を踏まえ、医療ニーズの高い居宅要介護者のニーズに柔軟に対応できる看護小規模多機能型居宅介護などの整備の検討や医療・介護連携の強化も重要。
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、地域の実情に応じたサービス基盤の整備の在り方を議論することが重要。
- ・ 広域型施設である介護保険施設、地域密着型サービスを組み合わせ、周辺保険者のサービスニーズを踏まえ都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要。

# あきる野市の人口の見通し

2020年

2045年



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

## ★施設サービスについて

(あきる野市介護保険推進委員会報告書の抜粋)

〔施設サービスの方向性（取りまとめ）〕

○施設サービスの定員数及び対人口10万人当たりの施設数からは、直ちに、施設サービスを整備する必要はないと判断する。

○第8期事業計画の利用者数の推計からは、現在の施設サービス数で将来需要をカバーできるものと判断するが、今後、委員会に引き続き設置される「あきる野市介護保険事業計画策定委員会」の中で、第9期事業計画を策定するに当たり、将来の介護需要の動向を踏まえ、改めて判断されたい。

○また、将来需要動向の把握に当たっては、あきる野市や西多摩圏域に限らず、東京都全体の動向や医療ニーズ等の介護と密接に関係する分野の動向についても踏まえた上で検討すること。

# 1 施設サービスについて(整備状況)

施設サービスの整備一覧 (※事業計画より抜粋) (令和3年4月1日現在)

			R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度
①	介護老人福祉施設 (大規模特別養護老人ホーム)	か所数	13	13	13
		定員数	1,320	1,320	1,320
②	介護老人保健施設	か所数	3	3	3
		定員数	301	301	301
③	介護療養型医療施設	か所数	—	—	—
		定員数	—	—	—
	介護医療院	か所数	—	—	—
		定員数	—	—	—
④	特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	か所数	3	3	3
		定員数	102	102	102
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	か所数	2	2	2
		定員数	98	98	98
	住宅型有料老人ホーム	か所数	1	1	1
		定員数	17	17	17
	サービス付き高齢者向け住宅	か所数	2	2	2
		定員数	56	56	56

## 施設・居住系サービス利用者数の推計(第8期計画の抜粋)

利用者数 (人/月)	第7期			第8期			推計	
	実績		見込み	推計				
	H30年度 2018年度	R1年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R7年度 2025年度	R22年度 2040年度
介護老人福祉施設	498	501	519	537	548	563	596	599
介護老人保健施設	281	300	331	341	350	359	380	380
介護療養型医療施設	60	31	14	14	12	10	—	—
介護医療院	0	27	37	42	46	52	56	57
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29	28	29	29	29	29	29
施設サービス計	868	888	929	963	985	1,013	1,061	1,065
(介護予防)特定施設入居者生活介護	69	74	80	82	84	87	95	94
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	37	42	42	42	42	42	48	58
居住系サービス計	106	116	122	124	126	129	143	152
合計	974	1,004	1,051	1,087	1,111	1,142	1,204	1,217

※平成30(2018)年度及び令和元(2019)年度は、国民健康保険団体連合会年間給付実績による。

※令和2(2020)年度以降は、市の推計による。

**※第9期に向けては、改めて推計する。**

## 特別養護老人ホームの入所申込者の状況(令和4年度)に関する調査結果について

### (東京都)

		平成31年4月1日	令和4年4月1日	増減
入所申込者数		29,126人	23,694人	▲5,432人 (▲18.7%)
↳	うち要介護3以上	25,811人	21,495人	▲4,316人 (▲16.7%)
	↳ うち在宅・要介護3以上	10,935人	10,029人	▲906人 (▲8.3%)

※東京都のプレス発表資料を基に作成している。

### (あきる野市)

		平成31年4月1日	令和4年4月1日	増減
入所申込者数		77人	38人	▲39人 (▲50.6%)
↳	うち要介護3以上	69人	38人	▲31人 (▲44.9%)
	↳ うち在宅・要介護3以上	26人	19人	▲7人 (▲26.9%)

# 施設サービスに関する方向性(案)のまとめ

## 【策定委員会の方向性(案)】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院については、直ちに、整備をする必要はなく、原則、新たな整備は行わない。

※介護療養型医療施設については、令和6年度末に廃止される。

特定施設(有料老人ホーム等)についても、原則、新たな整備は行わない。

### 第9期計画策定までに留意すべき事項

上記の方向性(案)について、現時点の案として、次の場合には、改めて本策定委員会の中で協議して、検討する。

○第9期事業計画の策定に当たり、高齢者人口、認定率等の状況を踏まえ、サービス見込み量の推計を行い、新たな将来需要が見込まれる場合

○東京都全体の動向や医療ニーズ等の介護と密接に関係する分野の動向を踏まえ、新たな将来需要が見込まれる場合



# ★地域密着型サービスについて

## (あきる野市介護保険推進委員会報告書の抜粋)

〔地域密着型サービスの方向性（取りまとめ）〕

- 看護小規模多機能型居宅介護について、委員会の意見を踏まえるとともに、整備の必要性について、次期あきる野市介護保険事業計画策定員会で引き続き検討することを提案する。また、整備することとなる場合には、整備すべき圏域についても併せて検討すること。
- 小規模多機能型居宅介護について、現在公募を行っている状況を踏まえて、さらに整備する必要があるか、改めて検討を行うこと。
- 地域密着型通所介護について、第8期事業計画期間に数カ所の整備がなされ、地域偏在の解消がされてきた。このことを踏まえ、今後については、第8期事業計画に引き続き、参入事業者の相談があった場合には、地域包括支援センター運営協議会に諮り、整備の必要性について検討すること。
- その他の地域密着型サービスについては、現状のニーズや限られた人材、整備すべき優先度を踏まえて、現状では、整備の必要性があるとの判断に至らなかった。
- 併せて、国の介護保険制度の見直しの中では、通所介護と訪問介護を合わせた新タイプのサービスが検討されていることから、次期介護報酬の改定の動向を踏まえて、必要に応じて、以上の内容について再検討を行うこと。

# 地域密着型サービスのまとめ

あきる野市介護保険推進委員会資料抜粋  
(令和4年12月21日開催 資料1)

サービス名 (市内整備数)	第7期～第8期にかけての現状・課題等（※）	今後の方向性（案）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 (0)	夜間の訪問や医療に対する必要性があるとの意見があるが、サービスの性質上、一定の範囲内で利用者確保できないと運営が成り立たないため、人口が密集している地域でなければ整備が難しい課題がある。 また、西多摩市部の整備の実績がない。	<u>現状では、整備の必要性はない</u> が、第9期に向けた国の動向や需要動向を踏まえて、引き続き検討していく必要がある。
夜間対応型訪問介護 (0)	夜間の訪問の必要性があるとの意見があるが、サービスの性質上、一定の範囲内で利用者確保できないと運営が成り立たないため、人口が密集している地域でなければ整備が難しい課題がある。 また、西多摩市部の整備の実績がない。	<u>現状では、整備の必要性はない</u> が、第9期に向けた国の動向や需要動向を踏まえて、引き続き検討していく必要がある。
地域密着型通所介護 (13)	第8期計画期間中に新設及び定員数の増加がされ、通常規模の通所介護と地域密着型通所介護の定員数の合計で見ると、高齢者人口と比較して、比較的バランスよく整備がされ、地域偏在は解消されてきている。	現第8期計画同様に、 <u>参入事業者の相談があった場合には、地域包括支援センターに諮り、整備の必要性を検討する。</u>
認知症対応型通所介護 (介護予防含む。) (1)	日常生活圏域で中部地域に1事業所整備されており、第7期推進委員会では西部地域にも整備する必要があるとの意見があった。また、認知症に特化した通所介護が必要であるという意見がある一方で、通常の通所介護で認知症の方を受け入れていることもあり、その異なるニーズを見極める必要があるとの意見があった。 西多摩市部では、青梅市に4施設、羽村市に2施設が整備されている。	<u>現状では、整備の必要性はない</u> が、第9期に向けた国の動向や需要動向を踏まえて、引き続き検討していく必要がある。

※現状・課題等については、第7期の介護保険推進委員会の意見をベースに、直近の状況を踏まえ、事務局で作成している。

# 地域密着型サービスのまとめ

あきる野市介護保険推進委員会資料抜粋  
(令和4年12月21日開催 資料1)

サービス名 (市内整備数)	第7期～第8期にかけての現状・課題等(※)	今後の方向性(案)
小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む。) (1)	東部地域に1施設あり、令和4年度に公募を実施し、西部地域で1施設の整備を進めている。中部地域には、整備されていない状況である。 西多摩市部では、青梅市に2施設、羽村市に1施設が整備されている。	<b>西部地域の整備の状況を踏まえ、引き続き、次期策定委員会で検討する。</b>
認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む。) (3)	市内には、中部地域に3施設が整備されている。 総量規制の対象施設であるが、3施設の床数の合計45床中、7床の空床がある状況である。 (令和4年12月1日現在)	<b>現状では、整備の必要性はない</b> が、第9期に向けた国の動向や需要動向を踏まえて、引き続き検討していく必要がある。
地域密着型特定施設 入居者生活介護 (0)	市内に整備されている特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム3施設102床のうち、9床の空床がある状況である。(令和4年3月1日現在) 総量規制の対象施設であるが、特定施設は、都の第8期計画で西多摩地域の必要利用定員総数を満たしている。 西多摩市部の整備の実績がない。	<b>現状では、整備の必要性はない</b> が、第9期に向けた国の動向や需要動向を踏まえて、引き続き検討していく必要がある。
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (1)	市には、13の広域型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)が1,320床があり、他の自治体と比較しても施設整備率が高い状況にある。総量規制の対象施設であり、広域型特養は、都の第8期計画で西多摩地域の必要利用定員総数を満たしている。 また、西多摩市部では、あきる野市に1施設のほか、羽村市に1施設が整備されている。	<b>現状では、整備の必要性はない</b> が、第9期に向けた国の動向や需要動向を踏まえて、引き続き検討していく必要がある。
看護小規模多機能型 居宅介護 (0)	小規模多機能型居宅介護の整備を先行し、その検証と併せて、今後の国の動向や需要等や介護保険推進委員会の意見を踏まえ、引き続き検討していく必要がある。 西多摩市部では、青梅市に1施設が整備されている。	<b>介護保険推進委員会の意見を踏まえ、引き続き、次期策定委員会で検討する。</b>

※現状・課題等については、第7期の介護保険推進委員会の意見をベースに、直近の状況を踏まえ、事務局で作成している。

# 地域密着型サービスについて(整備状況)

サービス種別		令和5年4月1日現在	
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	か所数	—
②	夜間対応型訪問介護	か所数	—
③	地域密着型通所介護(※1)	か所数	12
		定員数	152
④	認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護	か所数	1
		定員数	12
⑤	小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護(※2)	か所数	1
		定員数	29
⑥	認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護	か所数	3
		定員数	45
⑦	地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模有料老人ホーム)	か所数	—
		定員数	—
⑧	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	か所数	1
		定員数	29
⑨	看護小規模多機能型居宅介護	か所数	—
		定員数	—

※1地域密着型通所介護については、令和4年9月1日に1事業所(定員11人)、令和4年12月1日に1事業所(定員10人)の指定をしている。また、令和4年10月に1事業所定員を3名増やしている。さらに、令和5年3月31日に1事業所(定員18人)を廃止している。このことから、**令和5年4月1日現在、12カ所(定員152人)**となっている。

※2(介護予防)小規模多機能型居宅介護の定員数は、登録定員である。また、令和5(2023)年度に公募予定の新規整備見込み数を含まない。

# 地域密着型サービス(圏域別整備状況)

(令和5年4月1日現在)

			東部	中部	西部
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	か所数	—	—	—
②	夜間対応型訪問介護	か所数	—	—	—
③	地域密着型通所介護	か所数	4	3	5
		定員数	49	31	72
④	認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護	か所数	—	1	—
		定員数	—	12	—
⑤	小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護	か所数	1	—	—
		定員数	29	—	—
⑥	認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護	か所数	—	3	—
		定員数	—	45	—
⑦	地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模有料老人ホーム)	か所数	—	—	—
		定員数	—	—	—
⑧	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	か所数	—	1	—
		定員数	—	29	—
⑨	看護小規模多機能型居宅介護	か所数	—	—	—
		定員数	—	—	—
(参考) 高齢者人口(令和4年10月1日現在)			7,582人	9,676人	7,084人
(参考) 高齢化率(令和4年10月1日現在)			29.3%	29.1%	34.1%

【参考】			東部	中部	西部
*	通所介護(東京都指定)	か所数	1	4	1
		定員数	35	132	40



# 第1回あきる野市介護保険推進委員会が出された意見について

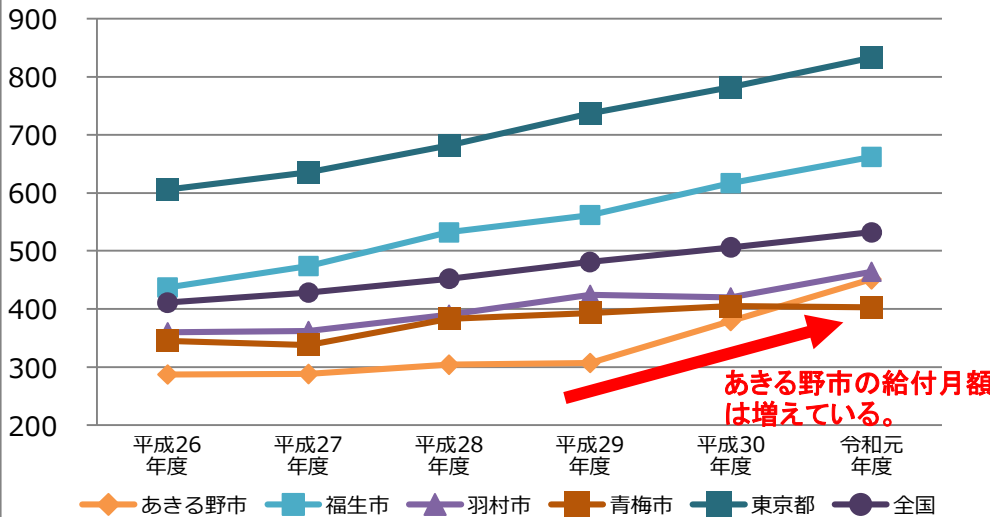
## 【委員意見】

◎急性期医療から退院された方で医療依存度の高い在宅高齢者に対する在宅サービスとして、また、自宅で最期を迎えるための在宅サービスとして、「看護小規模多機能型居宅介護」の議論をしてはどうか。

## 【事務局】

- ▼訪問看護の需要は伸びているが、訪問看護は東京都指定であるので市で誘致できない。
- ▼地域密着型サービスの中の訪問看護を内包したサービスとして「看護小規模多機能型居宅介護」は選択肢の1つである。
- ▼しかしながら、西多摩地域では、整備状況は少ない状況であり、整備に当たってもイニシャルコストがかかる部分があるように捉えている。
- ▼コロナの影響もあり、在宅生活をされる高齢者が入院できずに、在宅での医療的なニーズはあったというケアマネジャーの話は聞かれた。

調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額  
(訪問看護) 【参考: 前回資料の抜粋】



## 看護小規模多機能型居宅介護(看多機)とは

- H24 制度開始「複合型サービス」
- H27 「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更

- 通い、泊まり、訪問介護、訪問看護を一体的に提供



# サウンディング型市場調査で伺った意見・課題について

## 【サウンディング型市場調査の目的】

小規模多機能型居宅介護事業所を整備に向け、市場性の把握やアイデアの収集、公募要件等の整理・再検討を行うことを目的に、施設の運営方法や介護人材の確保策、その他整備地域の課題等の把握とともに、公募に当たっての補助制度等の条件面に係るご意見やご提案を伺うため、介護サービスを提供している法人と直接対話を実施した。

## 【サウンディング（対話）に参加した法人】

小規模多機能型居宅介護事業所の整備を希望している法人又は整備に興味・関心がある法人のうち、参加表明のあった2法人と令和5年3月20日（月）個別サウンディング（対話）を実施した。



## 【小規模多機能型居宅介護事業所の整備に関して伺った意見・課題（主な意見）】

### 〈土地について〉

- 一定の広さの土地の確保には、民有地では候補地の選定が難しい。
- 公有地（公有地、市有地等）を希望する。
- 持続可能な運営のために、賃料（固定費）は安い方がよい。
- 駐車場用の用地も必要となる。

### 〈介護人材等の確保について〉

- 交通手段が課題で、交通の便が悪いと介護人材確保が難しい。

### 〈看護小規模多機能居宅介護に関する意見〉

- 整備したほうが良いという意見があった一方で、次のような消極的な意見も聞かれた。
- 施設サービスが充実しているため、要介護4、5の方が在宅生活をしている可能性が低い。
  - 小規模多機能型介護事業所であっても、医療系の訪問看護を入れることができるので、看護小規模多機能型居宅介護事業所である必要はないと考える。



# 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

## 改正の趣旨

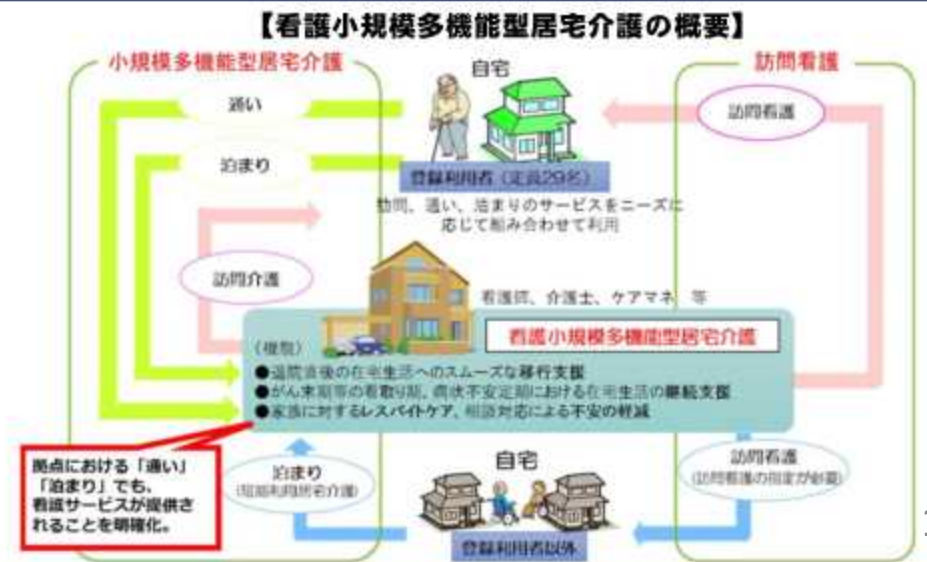
- 看護小規模多機能型居宅介護（看多機）は、訪問看護※<sup>1</sup>と小規模多機能型居宅介護※<sup>2</sup>とを組み合わせ、多様なサービスを一体的に提供する複合型サービス。
- ※1：自宅での看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）
- ※2：自宅に加え、サービス拠点での「通い」「泊まり」における、**介護サービス**（日常生活上の世話）
- 看多機では、サービス拠点での「通い」「泊まり」においても看護サービスを一体的に提供可能であり、医療ニーズの高い中重度の要介護者の在宅での療養生活を支えている。サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進めていく必要がある。

※：看多機の請求事業所数は740箇所。看多機サービスの利用者は要介護3以上が62.8%。（いずれも令和3年）

## 改正の概要・施行期日

- 看多機を、複合型サービスの一類型として、法律上に明確に位置付けるとともに、そのサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する。

- 施行期日：令和6年4月1日



# 地域密着型サービスに関する方向性(案)のまとめ

## 【策定委員会の方向性(案)】

基本的には、介護保険推進委員会の内容を基に、次のとおりとする。

看護小規模多機能型居宅介護事業所(小規模多機能型居宅介護事業所を含む。)の整備について、中部圏域での整備について、参入意向調査を行い、最終的な判断を行う。

地域密着型通所介護について、参入事業者の相談があった場合には、その都度、地域包括支援センター運営協議会に諮り、整備の必要性について検討する。

その他の地域密着型サービスについては、原則として新たな整備は行わない。

## ※第9期計画策定までに留意すべき事項

上記の方向性(案)について、現時点の案として、次の場合には、改めて本策定委員会の中で協議して、検討する。

○国で検討されている複数の在宅サービス(訪問や通所系サービスなど)を組み合わせて提供される複合型サービスの類型が設けられた場合

○第9期事業計画の策定に当たり、高齢者人口、認定率等の状況を踏まえ、サービス見込み量の推計を行い、新たな将来需要が見込まれる場合